

検査制度の見直しに関するワーキング  
グループ  
第28回会合議事録

令和元年7月16日（火）

原子力規制庁

（注：この議事録の発言内容については、発言者のチェックを受けたものではありません。）

## 検査制度の見直しに関するワーキンググループ第28回会合 議事録

1. 日 時：令和元年7月16日（火）10:00～11:19

2. 場 所：原子力規制委員会 13階会議室B,C

### 3. 出席者

#### (1) 原子力規制庁職員

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 金子 修一  | 長官官房審議官             |
| 古金谷 敏之 | 原子力規制部 検査監督総括課長     |
| 平野 雅司  | 国際室 地域連携推進官         |
| 門野 利之  | 安全規制管理官（核燃料施設等監視担当） |
| 杉本 孝信  | 安全規制管理官（専門検査担当）     |
| 志間 正和  | 検査監督総括課 統括監視指導官     |
| 古作 泰雄  | 検査監督総括課 課長補佐        |
| 伊藤 信哉  | 検査監督総括課 課長補佐        |
| 高橋 昌行  | 検査監督総括課 課長補佐        |
| 佐藤 和子  | 検査監督総括課 課長補佐        |
| 布田 洋史  | 検査監督総括課 検査評価室長      |
| 笠川 勇介  | 検査監督総括課 検査評価室 室長補佐  |
| 滝吉 幸嗣  | 検査監督総括課 検査評価室 室長補佐  |
| 小坂 淳彦  | 実用炉監視部門 企画調査官       |
| 吉野 昌治  | 実用炉監視部門 企画調査官       |
| 片岸 信一  | 実用炉監視部門 主任原子力専門検査官  |
| 熊谷 直樹  | 核燃料施設等監視部門 統括監視指導官  |
| 関 ルミ   | 核燃料施設等監視部門 主任監視指導官  |
| 高須 洋司  | 専門検査部門 統括監視指導官      |
| 澤田 敦夫  | 専門検査部門 原子力規制制度研究官   |

#### (2) 外部専門家

|       |                  |
|-------|------------------|
| 示野 哲男 | 原子力エネルギー協議会 事務局長 |
| 山中 康慎 | 原子力エネルギー協議会 部長   |
| 河村 篤志 | 原子力エネルギー協議会 副部長  |
| 宮道 秀樹 | 原子力エネルギー協議会 副長   |
| 鈴木 智久 | 原子力エネルギー協議会 副長   |

|       |                            |                            |
|-------|----------------------------|----------------------------|
| 関 真一郎 | 原子力エネルギー協議会                | 副長                         |
| 坂上 卓史 | 原子力エネルギー協議会                | 副長                         |
| 磯部 僚太 | 原子力エネルギー協議会                | 副長                         |
| 星川 茂則 | 東京電力ホールディングス株式会社           | 原子力運営管理部<br>保安管理グループマネージャー |
| 爾見 豊  | 関西電力株式会社                   | 原子力事業本部 部長                 |
| 横尾 智之 | 日本原燃株式会社                   | 安全・品質本部 部長                 |
| 成田 健味 | 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン | 環境安全部 副部長                  |
| 小井 衛  | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構        | 安全・核セキュリティ統括部 次長           |
| 曾野 浩樹 | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構        | 安全・核セキュリティ統括部 技術主席         |
| 三橋 偉司 | 東京都市大学                     | 原子力研究所 所長・原子炉施設管理室長        |
| 三澤 毅  | 京都大学                       | 複合原子力科学研究所 教授 KUCA原子炉主任技術者 |
| 杉山 亘  | 近畿大学                       | 原子力研究所 原子炉主任技術者代行者         |

#### 4. 議 事

- (1) 原子力規制検査等の実施に係る政令・規則等の整備について
- (2) 保安規定審査基準の検討状況について
- (3) 模擬安全重要度・対応措置評価会合(SERP)の実施状況と模擬意見聴取会の実施計画について
- (4) その他

#### 5. 配付資料

- 資料 1 - 1 原子力規制検査等の実施に係る法令等の整備について
- 資料 1 - 2 原子力規制検査等の実施に係る法令等の一覧
- 資料 2 保安規定審査基準の検討状況
- 資料 3 模擬安全重要度・対応措置評価会合(SERP)の実施状況と模擬意見聴取会の実施計画について
- 資料 4 - 1 - 1 法定確認関連ガイド試運用版について
- 資料 4 - 1 - 2 法定確認行為に係る手続き関係ガイド試運用版一覧
- 資料 4 - 2 各検査ガイド試運用版

<机上参考資料>

参考 1 3 条改正後の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」

(<https://www.nsr.go.jp/data/000187175.pdf>)

## 6. 議事録

○金子長官官房審議官 定刻になりましたので、第28回検査制度の見直しに関するワーキンググループを始めさせていただきます。

今回から原子力規制庁のほうは若干人事異動がございまして、私、引き続き検査の担当ということで司会進行役をさせていただきます。審議官の金子でございます。よろしくお願いいたします。

担当課長他も少しかわっておりますけれども、御紹介は座席表をもってかえさせていただきます。

今回も事業者の方々に数多く御参加をいただきまして、来年の春に向けた、運用の準備に向けた検討を進めていきたいと思っております。

本日、議事は大きく三つほどございます。一つは、政令や規則等の具体的な条文の形で見えていただいて、お気づきの点があればということで御審議をいただく部分。

それから、2番目が保安規定の審査基準、これは従来、実用発電炉を中心とした規定について御確認をいただいておりますけれども、それをほかの施設にも適用するとどういう記述ぶりになるかということをお確認いただくような形になっておりまして、かなり詳細な、かつ幅の広い資料になっておりますけれども、御覧いただければと思います。

それから、3番目はちょっと毛色の違う、原子力規制庁のほうで模擬安全重要度対応措置評価会合というのを二度ほど進めてまいりましたので、その状況を少し御説明させていただくと、その結果を受けて事業者の方々と模擬意見聴取会を今後させていただければということで、その予定、計画について御議論をいただければというふうに思っております。

それでは、議題の順番に沿いまして、事務局のほうから資料の御説明をさせていただきます。

○古金谷検査監督総括課長 では、資料に基づいて御説明をさせていただきたいと思っております。

私、金子と同じように人事異動で先週から検査監督総括課長になりました古金谷でございます。実用炉監視部門でもやっておりますけれども、引き続き検査を担当することになりましたので、よろしくお願いいたします。

では、資料に沿いまして御説明をしたいと思います。

まず、議題1の政令・規則等の整備状況ということでございますけれども、資料1-1でございます。パワーポイントでございますけれども、1枚めくっていただいて、1ページ目でございますけれども、進め方ということで全体の概要を書かせていただいております。い

ろいろな文書類、規程類につきましては、これまでも昨年の10月以降、いろいろ我々のほうで案を作成して、この場でもお示しして意見交換をしてきたというところがございます。今後、特に早急に整備する必要があるというものの三つ、ここに書いております、下にあります政令、これは主に手数料の関係でございますけれども、こちら、それから、この検査の規則、そちらもこれまでも試運用版を提示しておりますけれども、その関係、それからあと、一番ガイドで上位の位置づけになります実施要領、これらについて、今回お示しをして、7月中にパブリックコメントを進めていきたいということを考えてございます。

その他でございますけれども、品質管理の関係の規則、それから各事業ごとの規則、それから保安規定の審査基準等々につきましては、1か月後、8月中ぐらいを目途にパブリックコメントを開始したいというふうに考えております。

1枚めくっていただきまして、全体の規程類の構成が書いてありますが、これはもう既にお示しをしておりますけれども、今回整備するというので、パブリックコメントのほうに進めていきたいということでお示ししているのがオレンジのところ、これが7月中にパブリックコメントを開始したいというものでございます。

そのほか、青い部分につきましては多数ございますけれども、規則関係、それから解釈・要領、ガイド等につきましては、8月中を目処にパブリックコメントを開始するために今準備を進めているというところがございます。

8月中にパブリックコメントを開始する各事業規則あるいは保安規定の審査基準の検討の状況ということでございます。これらにつきましては、次回のワーキンググループでぜひ提示をしたいというふうに考えております。それまでにいただいた意見についてはできるだけ反映したいというふうに考えてございます。

技術基準の規則につきましては、こちら書いておりますように、燃料の関係、こちらについて文書体系を整理するという方向で考えております。

それから、実用炉につきましては、特に燃料体の型式ごとの設計の認可というものをこれまでしてございましたけれども、今後は型式の証明・指定の制度の対象とするように規則を改正していきたいというふうに考えております。

それから、パブリックコメントの実施に当たりましては、運用のガイド、先ほどお示した全体の整備の構成がございましたけれども、これにつきましても、ガイドも併せてパブリックコメントをやっていきたいというふうに考えております。

あと、経過措置ということで、4月1日の新制度の本格運用に向けて、事前に認可が必要な保安規定あるいは使用前の検査の方法の認可、そういったものにつきましては、できるだけ制度のスタートのところが円滑に進められるように経過措置として事前に認可できるような形に法制度としては整備していきたいというふうに考えております。その辺につきましても、詳細につきましては、また8月のパブリックコメントの前のワーキングで提示をさせていただきたいというふうに思っております。

以下は参考でございます。手数料の考え方等々でございます。前回もお示ししております

すけれども、次の5ページ目のところ、基本的な検査量を踏まえまして、次のページでございすけれども、6ページ目でございますけれども、手数料としてこういった数字を政令のほうに盛り込んでいきたいというふうに考えております。

それから、あと7ページ目以降でございます。これは資料の1-2ということになりますけれども、こちらのほうは、それぞれの今日御紹介した政令、それから規則、それから実施要領、それぞれの具体的な改正案を御紹介させていただいております。資料1-2がそれ全体ということになります。ちょっとページが多くございますけれども、それぞれ中身の説明は省略したいと思いますけれども、また、御意見ございましたら事業者の皆様からもコメントをいただければというふうに考えております。

とりあえず説明は以上になります。

○金子長官官房審議官 それでは、議題の1、細かいところは資料の1-2で政令と規則と要領の具体的な案をお示ししておりますけれども、現段階のところでは何かお気づきの点や御修正が必要な点等がございましたら頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

○山中原子力エネルギー協議会部長 ATENAの山中でございます。

資料1-2の下のタブで申し上げますと、iPadのタブで言うと43ページ、規制検査実施要領素案と書かれたもののページ数で言うと8ページになるかと思っております。その2.6の前の、2.5の一番最後の段のところ、第2区分以上になった場合の扱いについて記載がされているかと思っております。ここでちょっと我々、事前にいただいたものを読んでいて確認をしたいことが幾つかありましたので御質問させていただければと思っております。

まず、1点目ですけれども、第2区分以上になった場合、その要因となった状態の改善状況を追加検査によって確認し、改善の効果が確認できた場合は区分1に変更して通知するとありますが、その次の文章では、第2区分となった要因が発生している場合などは対応するため、当該区分から第1区分には直ちに変更はしないとあって、これは戻るのか戻らないのかと。第1区分に戻るのか戻らないのかというのがちょっと不明でございましたので、そこを確認させていただきたいということ。

あと、仮に第1区分に戻るということであれば、その間は基本検査になるかと思っておりますけれども、その基本検査に追加検査はされないのかというようなこと。

最後ですけれども、ちょっと細かい話になりますが、米国では、ここは1年ということかと思っておりますが、日本の場合、ここは最大2年と今なっておりますけれども、その根拠等ございましたらお示しいただきたい。

以上でございます。

○古金谷検査監督総括課長 すみません、もう一度、ページをお願いできますか、43ページ。

○山中原子力エネルギー協議会部長 そうそう。

○古金谷検査監督総括課長 総合的な評価、2.7のところですか。

○山中原子力エネルギー協議会部長 の上。

○古金谷検査監督総括課長 の上ですか。

○金子長官官房審議官 多分上のほうです。

○古金谷検査監督総括課長 2.5の一番最後。

○山中原子力エネルギー協議会部長 2.5の一番最後の「第2区分以上になった場合は」というパラグラフの内容でございます。

○古金谷検査監督総括課長 すみません、ちょっと具体的な運用は恐らく、実際どうするかということは、その案件ごとに対策、対応の状況にもよると思うのですが、基本的には第1区分から第2区分にカラム移動するということになりますと追加検査を行うと。それが白だろうが、黄色だろうが、赤だろうが追加検査を行って、改善が確認されたということになれば区分1のほうに戻るということになると思います。それで、最大2年間はということで我々は今考えておりますけれども、これは改善状況によるということだろうと思いますので、そういう意味で言いますと、恐らくその区分2以上となった要因が再発していると、同類の事象がまた確認されるとか、改善が見られないというようなことであれば、直ちには戻すということとはできないということかと思うのですが、最大2年ということにしているのは、恐らく対策の実施に一定の期間を要することが想像されますので、そういう意味では最大2年というふうに考えているというところでございます。

何か補足ありますか、事務局のほうから。

○古作課長補佐 検査監督総括課の古作です。

今、課長からお話のあったとおりで、確認された場合にはということですので、その確認がどのタイミングでできるのかといったことに尽きるかとは思っています。少し書きぶりとして、「ただし」という言い方で違うことを言っているかのようにされている点ですか、追加検査以外でも基本検査でも改善状況というのを見ていくというようなこともあるので、その点の扱いについてももう少し文面として明確にできればというふうには考えますので、パブコメまでの間、精査をしていきたいというふうに思います。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力の爾見です。

今のちょっと確認というかクリアにしたいので発言させていただきますけれども、白になると原因の除去ということがその白を消す条件になります。だから、当該の事象が解決していても、原因、共通原因が除去されていないと、その白は残るのでクローズしません。クローズしてから1年間残って、次の切替えのときまで色が残ってというのがアメリカの、恐らくそれを、同じことを書こうとされているのだと思っていて、ちょっとクリアでないだけという理解でよろしいでしょうか。

○古作課長補佐 はい、それで結構です。

○古金谷検査監督総括課長 検査総括課長の古金谷ですけれども、基本的には、やはり改善されているかどうかということの確認が重要かと思えます。それで、これは例外的な話かもしれませんが、アメリカでもずっとカラム4になっているようなサイトもあるので、これは1年とか2年とかじゃなくて。それは改善が全然見られてないからという

ところではあるのですけれども、そういうところもございますし、そこは、やはりそのサイトの改善状況によって、この2年間というものも改善が早ければ、当然早く元に戻るといふことにもなろうかと思っておりますので、その辺はその時々、その状況の運用次第といふふうにご考慮しております。

○金子長官官房審議官 今の点に関連してでも、ほかの点でも結構ですけど、いかがでしょうか。

○小井日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 じゃあ、関連したほうを先に、じゃあどうぞ。じゃあ、すみません、全然別件の件ですが、原子力機構の小井と申します。

検査手数料の件で確認させていただきたいことがあります。多分、今後のパブコメで最終的な確認はされるかと思っておりますけれども、幾つかちょっと確認させてください。今回の検査の手数料、原子力規制検査の手数料につきましては、試験研究炉でございますが、使用前事業者検査の確認というのは従来の使用前検査と同じカテゴリー、出力の規模、同じカテゴリーでされてるのですが、今回、検査だけがちょっとカテゴリーを大きく見直したという、この理由を一つ確認させてくださいというのが1点目です。

全部で3点あるのですが、2点目は、新規制基準対応、例えば試験研究炉で廃止措置中のものなんかは、今、新検査制度の、ごめんなさい、新規制基準対応してございませぬので、このBDBAのありなしという評価がされてない状況なのでございますけれども、こちらのほうをどちらのカテゴリーにするのが適切かということが二つ目。

三つ目は、これはちょっと個別の案件になるのですが、我が社における試験研究炉の廃棄物を処理する処理場というのがありまして、こちらは従来、炉とは独立に新規制基準対応したり、あとは施設定期検査というのも別にやっていたのですが、こちらについて、今後、これは独立で引き続きやるという形、特例としてやるという形なのか、それとも試験研究炉の一部として同じように評価されるような形になるのかという、この三つをちょっと確認させてください。

○金子長官官房審議官 規制庁の金子です。

ちょっと3点目が今、ごめんなさい、私自身が明確にとれなかった。試験研究炉と何を独立にされるとおっしゃいましたか。

○小井日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 従来、新規制基準対応なんかにおいても、我が社において一つの許可の中に試験研究炉は何基かありまして、それぞれ独立して審査をやったり、あと、これまで定検も独立でされているのですが、こちらについて、原子力規制検査においては、ちょっとそういう意味で処理場というのは原子炉とはちょっと違うのですが、独立してやられるものなのか、そのベースになるのかという。

○金子長官官房審議官 ごめんなさい、炉の施設それぞれごとに、施設ごとに個別に料金設定がされて、検査も別々に独立してやるのかという御趣旨ですか。



○小井日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 はい、いわゆる廃棄物処理場というのはちょっと独立して従来検査をしていただいていたので、そちらのほうの扱いをどうするかということで。また、今まだ決まっていなければパブコメのときに確認させていただきたいと思います。

○金子長官官房審議官 御質問の趣旨はわかりました。事務局からがよろしいですかね。

○古作課長補佐 検査監督総括課の古作です。

1点目は、確認ですけれども、ちょっと私はa11のほうで開いているので、通しページ数はちょっと皆さんと合わないかもしれませんが、a11の通しで16ページ、資料1-2の政令の案で7ページと書いてあるところに、使用前事業者検査に対する確認の手数料として設定をする枠がございます。具体的には、その前のページから1行目が始まっていますが、その中では、イ、ロ、ハで分けているところの熱出力が100kWのところまで切られていると。これが従前の使用前検査の枠組みだったというところに対しまして、今回、原子力規制検査で定めている枠といいますのは、同じ資料の14ページのところから別表第二になっておりまして、その先進んで16ページまで行きますと試験研究炉があつて、ここでは500kWで切っているといったことについての差分、違いの確認ということだと思っています。原子力規制検査、別表第二のほうで言いますと、これまでもワーキングなり、検討チームなりでもお話ししておりましたとおり、新基準の体系といったところで、500kWで要求事項が変わっているということから、こちらのほうは500kWにさせていただいています。

一方で、使用前確認のほうは、従前の手数料の枠組みを基本的には踏襲して、検査の物量としても同じようにやっています。やり方は当然、使用前事業者検査があつて、我々はそれに立ち会うという形ではありますけれども、実際に立ち会ったりといったような物量については変えるつもりはないということで、同じような規定にさせていただきます。

一方で、使用前の確認の状況が今後は変わっていくのだと。500kWで違いが出てくるのだということで、使用前事業者検査のやり方とかについても変わってくるようであれば、ここを変えるということもあり得ると思うんですけれども、逆にその点、事業者としての御意見というものあればお聞かせいただけたらと思います。

2点目がちょっと私、聞き取りが十分できませんでしたので、今のところの御回答に対する見解ということとあわせて、2点目のところ、もう少しお話しいただければと思うので、よろしくお願いします。

○小井日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 原子力機構の小井と申します。

2点目でございますが、ちょっと具体例を言いますと、我が社の「むつ」という廃止措置を大分やっているやつであるとか、JRR-2であるとか、あとはJRR-4というようなもの、あとは、JMTRはまだ供用中ではございますが、廃止措置をする予定ということで、今そちらについては新規制基準をやっていないという状況でございます。こちらについて、その審査は進んでないので、カテゴリー的にどちらという形がない状態なので、これらについ

ては、いわゆるBDDBA対応がないものとしてカウントすればよろしいかというところを確認させていただきたいなと思ひまして。

○古作課長補佐 すみません、ありがとうございます。検査監督総括課の古作です。

廃止措置段階のものにつきましては、特にこれまで明示的に条文として提示してこなかったもので申し訳ないのですけれども、次回の規則を提示する際には、全体体系を整理した形でお示しできるかと思ひております。これまでの規則案の提示の状況では、もんじゅの規定を踏まえながら整備していきますということでお伝えをしておりましたけれども、基本的には、廃止措置段階での維持基準要求といったものについては、廃止措置計画に従って実施していればよいというのが基本的なコンセプトでございますので、その点で、廃止措置段階に入っているものについては、新基準の追加の要求というものをわざわざする必要はないということが明確になると思ひます。

一方で、原子力規制検査の適用をしていくに当たって、廃止措置段階にまだ行っていないのだけでも、廃止措置の予定であるという途中段階のプラントといったものの扱いが実用炉のほうでも話題にはなっているかと思ひております。ただ、そうは言っても、廃止措置をするつもりで準備していると、まだその認可ができていないというフェーズでありますので、あえて今後やらなくていいものというのを検査していくということは不合理なところがありますので、その点で、その段階でもやらなければいけないことというのは何だろうかということをお互いに話をしながら、その段階での必要な事項というのを検査していくということが重要だというふうに思ひておりますので、その点で事業者側の安全管理の中でも、その点についての精査をして、検査官に対して回答できるという状況を作っておいていただければというふうに思ひます。

あと最後、3点目の廃棄物の処理場の件ですけれども、基本的な手数料は、せっかくですので、先ほどお開きいただいた16ページでありますと、研究炉、さらに発電炉も含めてなんですけれども、炉については下の段で、原子炉1基につき幾らということで記載させていただいておりますので炉が基本になっております。処理場はその基本単位には入りませんので、その点で算定として一つの枠になるということはありません。

一方で、その運用の仕方としてどうやっていくのかというのはいろいろと考え方があると思ひます。複数の施設をお持ちの方は一体で管理されていけば、それは一つとして見て検査していくほうが合理的ではありますので、その点で、実務としてどうやっていくかというのは今後も試運用を通じながら精査していければと思ひます。例えば実用炉につきましても、同じように原子炉1基につきの手数料ではありますが、サイトで一体として管理している放射線管理ですとか、そういったものは炉で分けて一つ一つ検査するというのではなくて、合体させて一体として検査をしていくということを考えていますので、そういったところが、特にJAEAの原科研、核サ研などの複数のものがあるようなところといったことの運用について考えていく必要があるかというふうに思ひております。

以上です。

○金子長官官房審議官 よろしいですか。明確でしたか。今のちょっと私が理解をするための、すみません、確認ですけど、附属施設は元々の物の単位の手数料的に見ればその中に含まれているけれども、検査実務としてはどういうくくりで検査の対象として検査をするかというのはいろいろやり方を工夫していきましょう。ですから、手数料の中はいずれにしても試験研究炉であれば、炉の数ごとにいずれにしても設定をされると、そういうことでよろしいですよ。

○古作課長補佐 はい、すみません、ありがとうございます。

○小井日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 すみません、原子力機構の小井です。

ありがとうございます。従来は、新規制基準の審査であるとか施設定期検査で手数料を払い込んでいたもので、今後、原子力規制検査については、検査を、実際のやり方とはともかくとして手数料としてはカウントしないというのは、とりあえず話は承知しましたので、持ち帰って確認させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○古作課長補佐 すみません、1点、一つ目のコメントでの回答について、事業者側の見解というのは何かございますか。具体的には、現状その100kW～500kWの間の炉について、対応状況としてはどんなことがあるかと。それが、その差分が今後出てき得るかどうかといったところなのですけども。

○曾野日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部技術主席 原子力機構の曾野でございます。

試験研究炉の定期事業者検査ですとか、そういったものについては、現行の新検査制度に向けた準備状況の中では、今、施設定期検査として行っている検査をそのまま踏襲しようかなというふうに考えていますので、出力が大きくても小さくても、これまで施設定期検査を受けてきたものはそのまま受けるというふうにしております。ただ、今後、その重大事故に相当するようなもの、当然その出力に応じて変わってくるようなものの検査については、小規模原子炉の場合にはそういったものが不要ですので、そういったことは不要になるかと思っています。そういった点で、グレーデッドアプローチで検査に差をつけていこうと思っています。ただ、性能に関する部分に関してはこれまでどおりというふうに考えております。

○古作課長補佐 はい、わかりました。ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 はい、じゃあ、爾見さん、お願いします。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 通しページの48ページで、これは過去に何度か議論していることの関連の確認になるのですが、3行目に、必要に応じて事業者の改善活動の効果について、総合的な評定で勘案すると書いてあります。総合的な評定というところを見てみると、追加検査のカラム1、2、3、4、5を決定することだと理解しています。そのカラム自体が指摘の重要度と関係なく、だから、指摘の重要度が例えば緑だったときに、改善活動が十分でない場合に総合的な評定でカラム、区分が追加検査しろになるみたいなも

のに読めるので、恐らくそういう心ではないと思うのですが、明確にさせていただきたいのは、そういう指摘の持つ安全上の重要度で指摘の数とかを決めて、それで機械的に区分1、2、3、4、5が決まりますと。ただ、白がクローズする、白を緑に戻したりするときには、根本原因の是正が終わっていることを追加検査で確認しますので、そういう意味では勘案されるんですけど、勘案自身、横断領域というのは直接区分の決定には関係しないという理解でよろしいでしょうかという確認です。

○古作課長補佐 検査監督総括課の古作です。

1点、根本的に勘違いをされているところがあって、我々の中でも十分明確にお伝えできてないところだと思うので申し上げておくと、区分の話と総合的な評価はイコールではありません。区分は区分としてあって、その上で総合的な評価をしようということです。その総合的な評価のときには、法律でも書いてあるとおりに、改善しているかどうかということ勘案するということですので横断領域についても入ってきます。そういうところで分けてますので、その点でここは分けている大枠のことだけ書いてあって、区分のことについては直接書いてないといったところです。

一方で、区分のところは、追加検査の要否のようところで記載しておりまして、具体的には50ページ、2.5のところ追加検査の適用の考え方ということを書いておりますけれども、この点では横断領域は直接リンクをさせないで、単純にその事案についての重要度といったことを考えながらやるという形で書かせていただいております。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 その理解でいいと思います。区分自身は機械的に決まるものと。だから、我々、非常に客観的に判断していただいている状態が我々にもわかると。総合的な評価になると、何かほかのファクターが入ってくるのではっきりはわかりませんということです。

それで、何でそれを、多分そうだろうと思って聞いているのは、例えば25ページの下から2行目の、ごめんなさい、52ページの下から2行目なのですけど、から次のページに行くんですけど、自律的な改善能力があるかどうかを確認して、次のページ、53ページの3行目ぐらいに「当該の気付き事項に対する重要度結果も踏まえて」と、これはいいですと。「当該事業者に必要な措置を求める」と。これ多分、追加検査のことを言ってるのだと思いますけれども、何となくここは検査手数料とかも勘案した記載になっていて、どうということかという、追加検査をされるのかなというふうにも読めたのです。キャップの状況を確認して、そういう必要な措置を求めるといって、これ総合的な評価のことを言われているのですかね。まあそうなのかもしれないですけど、ちょっとこういうやつが何か所かにあったので確認のことをさせていただきました。

○古作課長補佐 すみません、検査監督総括課の古作です。

今言われた52ページのところは、表題を見ていただくとわかると思うのですが、規制対応措置の検討ということですので、SDPとも違いますし、総合的な評価とも直接は違います。別枠として並行して進めていく対応措置の検討ということですので、その点で、

対応措置で追加で何か確認しなければいけないことがあれば、それは追加検査とは別枠で立入検査等々でやっていくということになると思いますので、その点もそれぞれで仕分けをしながら、位置づけをちゃんと認識しながらやっていくということになると思っています。

以上です。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 ありがとうございます。追加検査と別枠ということがわかれば十分です。ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞお願いします。

○示野原子力エネルギー協議会事務局長 ATENAの示野です。

通しページの49ページ、2.2のところで、安全実績指標の記載がございまして、ここの記載そのもののコメントではなくて申し訳ないんですけど、この機会にちょっとコメントをさせていただければと思ひまして、これの5行目から横断領域監視の指標のことが書いてあります。これは平成28年に指示文書をいただいて、それに基づいて事業者が30の指標を年度末に整理してお出ししていると、そういうものなのですけれども、改めてちょっとその指標の中身を見ますと、非常に単純な数字を出しているものが多いなというのがあります。例えば、発電所で不適合の発生件数、1年間どうでしたかとか、マネジメントレビューの実施回数何件でしたかと、そんなようなものも実は含まれておりまして、この検査、制度見直しでフリーアクセスになっていきますと、そういった単純な数字はもう検査官の方は日々入手できる形になっているのではないかなというふうに思ひまして、ちょっと一度、わざわざ年度末に事業者が表にして出さなくても、日々把握できる数字はもう提出対象から省いていただいたらいいのではないかなというのの一つ御要望でございまして。

あと、もう一つは、この同じ横断監視領域の指標ですけれども、数年間これを集めてみて、いろいろ傾向を見て、これをどうやって検査に生かすかということで始められたというふうに認識しておりまして、ここにも分析方法と評価の扱いの検討をされるというふうに書いていただいておりますので、ほぼほぼ4年分ぐらいデータがたまってきたので、ぜひちょっとその辺で活用できる指標と、これ活用はあまりできないかなという指標を早く見極めていただいて、活用できるものは継続収集していただくし、活用見込みないなというのはいち早く廃止をしていただいたらどうかなということ、これはちょっと二つ目の要望でございまして。

○古金谷検査監督総括課長 すみません、検査監督総括課長の古金谷です。

本件、横断分野の件は、これ実際その指示文書が出されたのが4年ぐらい前ですかね。それで、当時はまだ検査制度の枠組みとか、その辺もまだしっかりしてないような状況で始めたというところもあります。それで、私自身も、その検査の試運用の説明会とかに行き、PIでやるものとこれと両方あるんですけどというような御指摘もいただいて、とりあえず今、3年間の結果の提出をいただいております、ちょっと中で検討しようという

ふうになっておりますので、これをどういう形で検査制度の中で活用するか、あるいは今おっしゃったような形で合理化するかということでは少し中で検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○示野原子力エネルギー協議会事務局長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○古作課長補佐 すみません、検査監督総括課の古作ですけれども、今の点では、実施要領は今月中にパブコメとっておりますので、現状ではこのような形で継続というふうにしつつ、これまでにいただいている情報を踏まえながら検討を進めて、さらにどうしていくかというようなことが明確になったところでまた改正をしていくということのプロセスでなければなというふうになっております。

○示野原子力エネルギー協議会事務局長 はい、ありがとうございます。この実施要領に対するコメントといいますよりは、ちょっと収集方法の合理化も含めた御要望ということで決定いただければと思います。

○滝吉検査評価室室長補佐 検査監督総括課の滝吉です。

1点、この、何というのですか、横断領域分野のPIについて、ちょっと単純な指標が多いというふうに御指摘いただいたのですけれども、当時検討していた立場では、IAEAのTECDOCを元に、どんなものだったら事業者さんの不適合活動をちょっとウォッチ可能かという観点で作ってきたのですが、逆に事業者さんのほうにも、できればこんな単純なものじゃなくて、もっと少なくともこれで我々のパフォーマンスが見られるのだというものを、運転PIとは別にこういったものを御提案いただくというのも一つの手かなとは思っているのです。当時の議論で、なかなかそこまではというところでこちらでちょっとこれぐらいでやりましょうというようなお話をさせていただいた経緯があるので、ぜひその次の議論の際は、事業者さん側からこういうPIではどうかというのもぜひ御提示いただければうれしいと思っております。よろしく願いいたします。

○古作課長補佐 すみません、検査監督総括課の古作です。

便乗で申し訳ないのですが、その点じゃなくて、全般的にPIについては我々のPIというよりも事業者側でどう改善していくかといったときの指標として、品質管理の基準規則の中でも指標を設けてやっていきなさいというようなことは求めておりますので、その点で事業者側のPIをどんどんブラッシュアップをしていって、より意味のある、よりわかりやすいといったようなところを模索していただければと思います。それが全体的に見て有効であるというふうに我々が評価できれば、我々のPIのほうもそちらに移行するということになると思いますので、ぜひ取組をお願いしますということで、それは実用炉に限らず、核燃料施設については現在のところ、原子力施設安全についての指標を我々としては定めておりませんが、事業者のそれぞれの工夫の中で共通したものが見られるのであればPIを設定していくということもあり得ると思いますので、その点も含めて全体として取り組んでいただければというふうになっております。

以上です。

○金子長官官房審議官 はい、お願いします。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力、爾見です。

安全に関するPIによる監視というのはもう事業者の責任で、我々、かなり工夫してやろうとしています。ただ、そのCAPがちゃんと回っているかどうかみたいなもの、横断領域をチェックするためにPIを採取する、今の横断領域の30指標ってそういうものだと思うのですが、それは、できればROPがうまく回り、この新しい検査制度がうまく回れば、検査官の方が発見した緑とかの指摘がCAPで本当に発見されて是正されていたかどうかという割合を見れば、相当パフォーマンス、ちゃんと動いているのかどうかというのは相当見えると思うのです。だから、そういうところに軸足を置いていただいて、それがだめなときは「おまえ、やり方が悪いだろう」ということを言うていただくのはいいと思うのですけれども、それが100%、検査官が見つかるものがもう事前に事業者で全てが検知されて改善されていますという状態になっていけば、やり方、PIの監視項目は少なくとも私はいいと思うのです。それは各事業者に任せていただくべきところで、そんな基本コンセプトで検討を今後させていただければと思います。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。今の点、規制庁の金子ですけど、若干思いますのは、やっぱりPIって何に注目して継続的に監視をしていると意味があるのかとか、今後分析していくと、こういうのはもうちょっと注意して見なければいけないねというものが出てきたりする可能性もあるという議論を含んでいて、今回、実施要領で一応こういうものってリストでお示ししてますけれども、少し表現としては、そういう状況を踏まえて検討するのだというようなことも方向性としては書いたほうがいいかもしれないですね、実施要領の中に。もちろんある程度かちっと決めておかないと皆さん、監視というか、注視をしていくという意味でやりにくいところもあると思いますので、今のような形は形ではと思いますけれども、将来的にそういう余地があるということについては注記して、どこかのタイミングで必要な見直しをかけるというのはプログラムしておいてもいいのかもしれないなというふうには感じました。

ほかに、よろしいでしょうか。

では、1番目の議題は以上にさせていただいて、2番目、保安規定の審査の基準について、お願いいたします。

○古金谷検査監督総括課長 では、資料2のほうでございますけれども、ページで、通しで言うと68ですかね、になります。

保安規定の検討の方向性と、1ページめくっていただいて69ページですけども、方向性でございますけれども、保安規定の記載要求事項については、これまでも25回のワーキングで提示してきたというところですし、保安措置の各規則での、各事業規則での方針、規定、どんなことを規定するのかという方向性についてもお示ししてきたと。で、26回のワーキングでは、まず実用炉を例として、その審査基準というものを具体的に例示したと

いうところをごさいますして、これをほかの事業にも展開するというところで、70ページ目以降ですね、別紙という形で、事業ごとに比較できるような形の一覧表を作っておりますけれども、こういった形で、今回、御提示させていただきたいというふうに思っております。

基本的には、実用炉の使えるものを、どんどんほかの事業にも展開しているというところをごさいますけれども、若干いろいろ差異がございまして、例えば、特に試験炉、あるいは核燃料物質の使用については、規定体系が元々大きく違っていたというところもありましたので、多少、整合を図りながらという形での見直しも行っております。

それから、あと、輸送の関係でございまして、こちらについては、核燃料物質の取扱い、あるいは廃棄物の廃棄の規定の箇所というところで規定をしておりますけれども、廃棄の事業については、基本的には、廃棄物の取扱いというところで整理したというところをごさいます。

あと、保安教育の対象者の選定というところにつきましても、ちょっと見直しをしておりますして、核燃料施設については、放射線業務従事者というところでの縛りがあったのですけれども、基本的には、原子炉と同様に保安活動に従事する者全体という形での対象に広げているというところをごさいます。

詳細は、また別紙1以降ということもありますので、御説明は省略して、もし御質問、この場であれば御回答できればと思っておりますので、説明は以上とさせていただきます。

○金子長官官房審議官 中身はかなり細かく、別紙1の中に、それぞれの施設なり事業ごとに対比がされるように、で、同じところは同じ、違うところは違うという形で、見えるように資料を作成しておりますので、それで、見えるところ、あるいは細かな記述ぶりの確認も含めて、何か御質問なりコメントなりあれば、頂戴できればと思っております。よろしくお願いたします。

○成田グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン環境安全部副部長 グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの成田です。

今回、この保安規定の審査基準を表形式で示していただいておりますけれども、現行のもので、例えば、加工施設だとプルトニウムを取り扱う加工施設に当たってはというような言葉がついて審査基準ができていたりするのですけれども、今回、この表では、そういう限定するような記載が今ないのであるけれども、これは表形式でまとまっているからなのか、そもそも事業許可で求められてない内容については、対象になってないので書いていないのか、どういう、どちらの考え方なのかというのを確認させていただいてよろしいですか。

○古作課長補佐 検査監督総括課の古作です。

ちょっと今、現行のものと比較しているものが手元がないので、具体的なところは申し上げられないのですけれども、大枠としては、ちょっと記載のレベルが物によって違いがあったりするところがございます。その点で、実用炉の規定を踏まえながら、全体として、どの程度の記載要求、審査基準としての記載をしていく必要があるのかといったところで、



この程度は個別で規定しなくていいだろうといったようなところは丸めて、全体としての方針ということで規定をしているという部分はございます。

で、御懸念されている部分がどこなのかによって、残しておいたほうがいいのかというところであれば、復活させるといったことも必要だと思いますけれども、基本的には、これ、比較表だから書いてなくて、審査基準になったら出てくるというものではなくて、一応これは、一式を書いているつもりですので、この中で書いてないもので、特記しておいたほうがいいのかということであれば、コメントをしていただければというふうに思います。

○成田グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン環境安全部副部長 グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの成田です。

具体的には、大規模損壊の発生時の対応のところ、加工施設についてはプルトニウムを取り扱う、取り扱わないところで記載の差があります。

はい、以上です。

○古作課長補佐 検査監督総括課の古作です。

わかりました。基本的に、大規模損壊なり重大事故のところにつきましては、実用炉において、もう記載ぶりを大分簡略化して、まとめてございます。そこは保安措置要求のところでも、個々に要求するのではなくて、全体として非常時の対応としてのものと、火災防護も含めて全体としてまとめておりますので、基準要求で求めていること、あるいは、措置要求として求めていることといったことをわざわざ併記を、同じように記載することではなくて、そういったところを事業者として考えて、やるべきことを書いてくださいということ、丸めておりますので、その点、ちょっと戻って精査はしますけれども、そういったところの違いが現状出てきているというふうに思っただけだと思います。

○金子長官官房審議官 よろしゅうございますか。

ほかの点、はい。

○曾野日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部技術主席 原子力機構の曾野です。

通しページで74ページから始まる場所の核燃料施設に関する記載について確認させてください。74ページから、その主任者等の保安の監督のお話が、使用施設だけ特出しされておまして、これは現行の審査基準がこのようになっているということを理解しております。

で、その次のページで、通しページ75ページの中段辺りに⑧番がございまして、国の実施する検査として、施設検査ですとか保安検査が書かれていて、これについては、新検査制度では、使用施設においては使用前検査になるかと思っております。で、この場合なのですけれども、その国の実施する検査というのは、事業者が行う使用前検査、使用施設の場合は使用前検査ですけれども、そのチーム検査が行われたときに、主任者がどう立ち会えばいいのかという点です。それから、ほかの事業施設で定期事業者検査が行われたときに、国のチーム検査が行われたときには、同じように主任者が立ち会うべきか

という点、その点をお聞かせいただければと思います。

○古作課長補佐 検査監督総括課の古作です。

すみません、この点は申し訳ございません、記載ミスでして、ほかの事業の審査基準では、類似のものが書いてあったところは削除しておるのですが、ここは使用特有ということで展開するのを忘れていた部分ですので、消しておきます。基本的にはフリーアクセスですので、立会いを求めるといことはしません。事業者側で、しっかりとその管理するものが、どれだけの管理の仕方が必要なのかというのを考えていただいて、事業者側の活動の中に立ち会うということで考えていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○金子長官官房審議官 はい、お願いします。

○曾野日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部技術主席 原子力機構の曾野です。

ありがとうございます。事業者としても、主任者の職務として保安の監督を行うということがありますので、当然、保安の監督が必要ということであれば、事業者検査には主任者が立ち会うというふうにしたいと思います。はい、ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 ということは、規制庁の金子ですが、通しページの75の一番右の欄の⑧を全部削除すればいいという形ですね、資料としては。

○古作課長補佐 はい、そうします。

○金子長官官房審議官 恐れ入ります。ほかの点、ございますでしょうか。細かな資料ですので、また読み込んでいただいて、お気づきの点があれば御意見など頂戴できればというふうに思います。

○古作課長補佐 すみません、ちょっと補足、よろしいですか。検査監督総括課の古作です。

見ていただければわかると思うのですが、比較表で書いてありますところの実用炉のところ赤字にしておりますのは、前回、4月22日でしたでしょうか。ワーキンググループで提示したのから改正を、直しをしているところがございます。細かく直しをしている部分もあるので、一つ一つは補足する必要はないかと思うのですが、通し78ページ、表の9ページとなっているところの保安教育については、先ほど、全体としてお話ししたとおり、対象については記載を見直しているといったところです。基本的には、保安に関係する者全体を教育対象にしているということで、そこには協力事業者も含めてといったことで、従業員という定義をしているというところがございます。

で、あと、補足させていただくと、通し81ページ、個別ですと12ページとしておりますところの真ん中の赤字の部分、LC0の関係の部分ですが、具体的には、実用炉で青旗作業と言っております、LC0逸脱に自らして補修していくといったようなときの考え方といったことで、4月のときに、やむを得ない場合というところが出てきていて、どういう、なぜやむを得ないのか、どういう状況ならやむを得なくてもいいと思うのかといった

ようなことの不明確であるというようなことのコメントがありましたので、基本的には、LC0としての要求がかかっている状態だけれども、補修するほうがその後の安全に帰するといったようなことということで追記させていただいて、その際に次の、これ、一つの今カラムになっているんですけれども、実際上は、この次に二つ文がつながっていたんですけれども、言いたいことが同じことでしたので、丸めて一つの文章として規定をしているということですので、見ておいていただければと思います。

その後の、次のページは少し修正漏れがあったといったことで、法改正の条項を直しているといったようなところがございます。

あと、補足させていただくと、通しの90ページ、個別の21ページになっているところで、赤字で一つありますが、平常時の環境放射線モニタリングの実施体制について定められていることということにさせていただきます。これは、前は液体廃棄物が、意図しないところで漏れ出したものを検知しなさいというような書きぶりだったのですけれども、いろいろな方々から意味がわかりませんということのコメントをいただきまして、より明確に、やることについての記載ということを書かせていただいているといったところがございます。

あと、別紙2のほうでは配置措置段階の基準についても明確にできておりますので、一通り見ていただいて、コメントいただければと思います。よろしく申し上げます。

○金子長官官房審議官 今の補足の点も含めて、また、細かな点を御確認いただければと思います。

よろしければ、この議題は以上にさせていただきます、議題の3番目、模擬SERPの実施の状況と今後の意見聴取会の関係の計画について、御説明させていただきます。

○古金谷検査監督総括課長 では、資料3でございますけれども、模擬SERPの実施状況、これ、今後の意見聴取会の計画について、御説明したいと思います。通しページで言うと108ページということになります。

1枚めくっていただきますと実施状況ということでございます。で、規制庁の中で、これまで2回、実際この模擬SERPというものを実施しております、やり方とか手順、それから手法、そういったものを検討したというところがございます。で、過去の事例というものをベースに議論を行っております。そこに書いております二つの事例を過去の事例ということで、これは以前、ワーキングでも六つの事例、御紹介しましたけれども、そのうちの二つということでございますけれども、関西電力の美浜発電所での事例、それから、北海道電力の泊発電所での事例、それぞれSERPで模擬評価をしておるというところがございます。

1枚めくっていただいて、事例1ということで、どんな事例かということと、重要度の評価結果というところをここに書いてございますけれども、事象の概要としましては、これは原子炉停止中というところで起きたわけでございますけれども、「母線電圧低」の警報が鳴ったというところがございますけれども、その際、しゃ断機が「切」になってD/Gが立ち上がったと、自動起動したというところがございますけれども、警報が復帰しないま

まということがありましたので、海水ポンプ等が停止してしまったという事例でございます。原因としましては、この検出回路のヒューズが切れていたというところがありましたので、それを修理して取り替えたというところで復帰したというところでございます。44分間というところで取替えが終了したという事例でございます。

これにつきましては、重要度の評価としては、我々は「緑」という形で、模擬SERPの中では議論したというところがございます。で、評価の概略というところを書いておりますけれども、海水ポンプあるいは使用済燃料のピットポンプというものが機能喪失したという状況ではございましたけれども、原子炉停止中ということで、炉心に燃料はないということ、それから、プールの温度上昇というのも非常に限定的であったというところから、定性的な評価ということで行いましたけれども、評価としては「緑」という形にしたということでございます。

次のページが事例の2ということで、北海道電力の泊発電所での事例ということでございます。これはD/Gの機能不全と、起動不能というところが起こった事例でございますけれども、これは運転中でございますけれども、原子炉運転中に定例試験、まずは1号機のBのD/Gの機能不全と、起動不能というところが起こった事例でございますけれども、これは運転中でございますけれども、原子炉運転中に定例試験、まずは1号機のBのD/Gについて定例試験を行っていたところ、自動停止してしまったというところがございます。で、もう一つのAのほうについて動作確認をしたところ、その日は無事に起動試験が行われたと、動作確認ができたというところがございます。翌日、また再度、このAのD/Gについて起動確認をしたところ、動作不能というふうになったということで、二つとも動作不能の状態になったということがございましたので、保安規定の規定に沿って出力降下し、翌日、発電を停止したというところございました。

これにつきましては「白」という評価をしてございます。これ、いずれも機器の異物混入等によって動作不能となったというような状況でございます。で、PRAのモデルがありませんので、同じように定性的な評価を行ったということでございますけれども、それぞれのD/Gの機能不能の継続時間というものがどれぐらいあるのかというようなところの評価で、どちらとも30日を超えるような期間であったというところ、それから、2台、同時期に機能が確認できないという状況でございましたので、こういったところを踏まえて、「白」という評価をしたということでございます。

次のページでございますけれども、これが、これまでのSERPの我々が行ってきたというところでございます。これらにつきまして、今後、こういったSERPの結果を模擬意見聴取会という形で皆様に御紹介をして、意見を賜るというような機会を作っていきたいと思っております。

具体的などころにつきましては、実施の手順というところを書いておりますけれども、まず、模擬SERPで我々が評価した内容について説明する面談をしたいというふうに思っております。これは、どちらかというとも模擬意見聴取会というよりは、こちらの結果を御説

明するという場だというふうに考えております。その後、事業者のほうで、再度その内容を検討いただいて、ある程度こちらに何か反論する、あるいはコメントするというようなものができたら、その場で、そのタイミングで意見聴取を実施するという形にしたいと思っております。

次のページ、113ページ、あるいは5ページ目でございますけれども、タイミングといたしましては、この最初の説明するタイミングというものを、まず7月の中旬ぐらいにできればというふうに思っております。もう中旬になっておりますけれども、また、ちょっとタイミングについては御相談させていただきたいと思っております。その後、事業者のほうの準備状況にもよりますけれども、できれば7月の下旬ごろに一度、模擬の意見聴取会というものを面談形式で実施できればというふうに思っております。

この対象としましては、今、御紹介した二つを含めた六つの、以前、御提示している六つの事例、実用炉を中心に、まずはやっていきたいなというふうに考えておりますけれども、一方で、核燃施設のほうについても、我々としては、引き続きやっていきたいというふうに思っておりますので、ちょっと、どういった事例をするかということも含めて、今、検討中でございますので、改めて、また御相談させていただきたいというふうに考えております。

説明のほうは以上です。

○金子長官官房審議官 規制庁の金子でございます。

私が、何か確認するのも変なのですけれども、これ、模擬意見聴取会は、本番は当該事業者に対する意見聴取になるわけですけれども、今回は幅広く、皆さんと議論をするというのが趣旨ですので、例えば今回、北海道電力さんと関電さんの案件を取り扱いましたけれども、核燃施設の皆さんも含めて、どんな議論がされるのだろうかとか、どんな評価をするものなのだろうかというのを、ぜひ知っていただくいい機会でもあるので、幅広くやらせていただくということを念頭に置いておりますので、その点、御認識おきいただければというふうに思います。

何か、今後の進め方や予定について、御意見なりコメントなりいただければと思います。中身については、別途また面談等で詳細に、資料も用いまして御説明をさせていただきたいと思っております。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力、爾見です。

こういう模擬SERPみたいなものがあるというのと、その、どういう観点で安全を確認して、どういう観点でその重要度を決定しているのかというのが非常にクリアになるので、いいことだと思いますし、ぜひ協力させていただきたいと思っております。

で、できれば、例えば111ページに、何か30日を超えて運転継続を失敗する可能性がありますみたいなものが、恐らく評価の中で勘案されて、どう評価したのかと、これが5割ぐらいはあるからとか、高い、非常に高いから1ランク上げましたとか、何か、そういうものが文章でわかるようにやると、その議論したときに、より多くの方が、より深いとこ

ろまでわかるようになると思うので、お願いしたいと思います。

○滝吉検査評価室室長補佐 検査監督総括課の滝吉です。

これまで議論させていただいたとおり、どういう観点で、どういうリスクが高いと、こういったことがリスクが高い、どうしてこう高いのかというものをきちんと文書化して、事業者さんに提示をして、議論をして、最終決定をするというのがROPの基本姿勢だというふうに当方でも理解しておりますので、ちょっと今日の資料は、スライドの関係上、すごくショートな、説明が十分でないものになっておりますけれども、きちんと、この後段の面談で、まずはこちらの評価の考え方を御説明して、その考え方に違うものがあれば議論をさせていただくという手順を踏んでいきたいと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

○金子長官官房審議官 よろしいですか。今後の案件についても、少し事業者の皆さんから、こういう情報があるというのを追加でいただいたりしてはいますけれども、そういうことも我々が模擬SERPをやって、どういう事象だったのかということ进行分析する上での、とても役に立ちますし、そういう詳細な事象の状況そのものであったり、背景にあるいろいろな過去の経緯みたいなものというのが、どういうふうに評価に関係するのかというところも含めて、議論をしていければと思いますので、そういう情報共有のほうもまた、今後の案件についても、ぜひお願いできればというふうに思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ぜひこの点については、規制庁のほうの作業も随時進めていきますし、その結果が幾つかたまったところで、また事業者と意見交換をするような場を作っていくということで、何回かサイクルを進めていきたいと思っておりますので、双方、よろしくお願いたします。

設定をしている議題は以上でございますけれども、その他のほうで、後ろに資料4のシリーズがついておりますので、事務局から簡単に御紹介をいただけるとありがたいです。

○古金谷検査監督総括課長 では、資料4-1-1、あるいは4-1-2ですね、こちらのほうの御紹介を簡単にさせていただきます。

これは法定確認行為のガイドということでございます。先ほど、資料1-1で、今後、さらす予定ということで、8月中にパブコメをするというものにも、これ含まれておりますけれども、いろいろな確認行為、使用前検査、それから廃棄体、運搬物、クリアランス確認等々におきましての確認行為を、どういったプロセス、手続、手順でやるかということについて、それぞれの確認行為ごとにガイドを定めましたので、今回、御紹介させていただいたところでございます。

具体的な本体は通しページでいうと125ページ目以降ということで、それぞれお示しておりますけれども、ガイドといたしましては、こちらの116ページのスライドのところにありますようなガイドですね、廃止措置の関係、それから廃棄物埋設、それから廃棄物の埋設の、これは廃棄物埋設施設と廃棄物の確認、それから、④でございますけれども、

これは坑道の閉鎖に関するもの、それから、⑤番としては、工場又は事業所外に運搬するガイド、それから、⑥番目としましては、事業所外廃棄ですね、⑤番が、それから、⑥番のほうが事業所外に運搬される核燃料輸送物に関するもの、それから、⑦番目といたしましては、工場資材その他に含まれる放射性廃棄物の濃度確認と、クリアランス確認というところに関しての運用ガイドというところでございます、これらについては、規制検査等の結果を用いるという形で、今回、法定確認を進めていきたいと思っておりますので、そういった規制検査とのリンクも記載するような形で、それぞれの法定確認のガイドを定めたというところでございますので、これにつきましては、また御一読いただきまして、もしコメント等ございましたら、こちらのほうに、規制庁のほうにお寄せいただければなというふうに思っております。

説明のほうは以上にさせていただきます。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

4-2の各検査ガイドは、今回、核燃の関係で少し修正がありましたかね。サンプル数、ちょっと簡単に御紹介いただけると。

○熊谷統括監視指導官 核燃監視部門の熊谷です。

資料の4-2に、規制検査ガイドをもう一度提示しておりますけれども、今回、前回からの変更点といたしましては、各検査ガイドの最後のページにサンプル数と時間の別紙1という表がございまして、こちらの表の中身を、手数料の、実用炉を1とした場合に、核燃料施設で、その按分という考え方になっていきますので、その按分ごとにサンプル数等を見直したものでございます。

御説明は以上です。

○金子長官官房審議官 ということで、資料4-2は、変わっているのは、後ろにくっつけている別紙1の検査要件まとめ表の核燃施設のサンプル数の部分ということですので、御関係のあるところは、その点だけ御確認をいただければと思います。それ以外の記述については、基本的に修正はかけておりません。

特に何か、この時点で御確認をされたいことなどございましたらと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○成田グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン環境安全部副部長 グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの成田です。

内容的なことではないのですが、外運搬の運用ガイド、通しで153ページのところの(1)のところにガイドが示されていまして、BR0060というのがあるのですが、これが、多分、後ろのほうに出ている、この一覧表の163ページのところには、今載っていない状態です、新たに作る予定なのか、B00060に変わったのか、ちょっとそこを教えてください。

○古作課長補佐 検査監督総括課の古作です。

B0です。その点は、前回の6月に提示をしたもので、もうちょっと番号振りを間違った

提示をさせていただいていた部分もあったのですが、今回、整理をして、4-2の一連で出させていただいているものが番号としても正ですので、そちらで御確認いただければと思います。具体的には、163ページにリストを載せておりますけれども、燃料体については、ナンバーで書いてあるところの12番のところ、B00060といったところにあるものでございます。

以上です。

○金子長官官房審議官 はい。

○古作課長補佐 放射性固体廃棄物の管理はBR0070、30番のところに書いてあるものでございます。

○金子長官官房審議官 はい、御指摘ありがとうございます。

というような、多分、細かな整合性とかミスが、我々の目でも、すみません、なかなか全てをチェックし切れない部分もありまして、そういう御指摘もあろうかと思っておりますので、ぜひ、引き続き御確認も、ある意味、サポートをしていただけると大変ありがたいというふうに思います。

用意してある資料については以上ですが、前の議題も含めて、何か、今日、御確認なりコメントをしておいたほうがよろしいことが皆さんからあれば、いただければと思いますけれど。

○熊谷統括監視指導官 核燃料監視部門の熊谷ですけれども、ちょっと最初の議題に戻りますけれども、JAEAの廃棄物処理場の扱いなのですけれども、今日の議論で、原子力規制検査については手数料という話がありましたけれども、現行の使用前検査だとか、施設定期検査につきましても、この炉ごとの区分けになっているのですけれども、現時点での手数料は、炉として扱って、支払っているのでしょうか。

○小井日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 はい、審査や、今の使用前検査というか、施設定期検査なんかは、炉と同じカテゴリーとして、今だと100kW以上というカテゴリーの中で支払っているというふうに伺っています。

○熊谷統括監視指導官 で、その元になるのは、事業許可が炉として申請されて、許可を得ているから、炉が出发点で、後段規制で、炉として扱われて、手数料が支払われているという整理かと思うのですけれども、そこは間違っていますでしょうか。

○小井日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 炉の一つの許可の中の処理場、いわゆる廃棄物処理をする附属施設という扱いになっているかと思えます。廃棄物管理、廃棄の業とは別なので。

○熊谷統括監視指導官 わかりました。じゃあ、発電炉のように、どこかの号機に本籍があるという位置づけでよろしいでしょうか。

○小井日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 運用上はそうではありませんけど、ちょっとこう、独立してこう原子炉と並列で書かれているところもありますので。



○熊谷統括監視指導官 ちょっと、そこが発電炉と違う整理の許可の中身だと思うので、ちょっと手数料のところは、もう一度こちらで確認させてください。

○小井統括部次長 はい、よろしくお願いします。

○古作課長補佐 検査監督総括課の古作です。

実用炉ですと、明確に1号機ですとか2号機の附属施設ということで、廃棄物処理施設が位置づけられて、その号機の検査の枠の中で管理をしていくということを明確に整理をされているのですけれども、原科研の施設については、そういった整理というよりは、個々の場所の単位ごとに管理をされているというようなことで、実態上、どこに附属してといったところの管理まで明確にされていなかったのだと思います。

で、手数料の話は、先ほど言ったように炉の単位ということなのですが、実運用を整理する中で、廃棄物処理場を、どういう枠の中で、どう見ていったらいいのかといったことを考える中で、今の整理もしていただいて、その上で、今後のその検査計画ですとか、報告書をどう書いていくかといったようなことについて、調整を進めていければと思いますので、試運用を通じながら、そういった議論を深めていければと思いますので、よろしくお願いします。

○金子長官官房審議官 他にございますでしょうか。もし何か、議論の中で不明な点とかありましたら、確認をいただければと思いますし、文書の関係も、パブコメに付するのがだんだん近くなってまいりますので、クラリファイしておいたほうが、今のうちにしておいたほうがいいことがもしあれば、おっしゃっていただければと思います。今日のこの場でなくても、また、確認いただけるとは思いますが。

○小井日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 すみません、原子力機構の小井です。

細かい話で申し訳ございませんが、検査のガイドをちょっと最後に、41条、非該当と核原料があるのですけれども、ほかの核燃施設については、サンプル数の考え方が許可単位で何サンプルという形になっているのは、ここでは施設単位になっているのは、何か理由があるのでしょうか。

○熊谷統括監視指導官 核燃監視部門の熊谷です。

非該当、核原料のガイドにつきましては、まだちょっと試運用もできていない状況でありまして、現在、大体、半日程度の時間数を費やして検査を行う計画としております。なので、ちょっと今後、試運用を通じていく中で、大体この半日で何サンプル抜けるかというところは確認していきたいと思いますので、また、今後提示するガイドでお示ししたいと思います。

○小井日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部次長 はい、よろしくお願いします。

○古作課長補佐 検査監督総括課の古作です。

少し補足しますと、今の半日程度の検査というのは、手数料での8,400円でしたかの設

定の根拠としているものです。一方で、使用施設につきましては、非常に千差万別でございまして、基本的には、手数料でもお話ししましたように許可単位で考えておりますけれども、実際のところは許可の中にもいろいろとあって、とても半日では見て回れないというところもあれば、半日もてあますのではないかというような、非常に取扱いの小規模な方もおられるというようなことですので、あくまでこれは、手数料を算定するときの基本の値とさせていただいて、実情に応じながら、どういうふうにやればいいのかといったようなことを考えられればと思います。

で、特に使用施設については、JAEAの方もそうですけれども、ほかの事業を持っておられる方といったことで、あわせて使用の許可を取っているという方も多いので、そういった方々については、使用だけで検査をするというよりは、全体として検査できるものは全体として見てとといったところで調整もできるのかなというふうに思っています。その点も含めて、試運用をやっていききたいというふうに思っています。

よろしく申し上げます。

○金子長官官房審議官 よろしいでしょうか。この部分は、実は、いろいろな対象の方の性格といたしましうか、施設もそうですし、運用の仕方の性格も、実務という意味では、いろいろなものが混っているので、あまり一つのやり方にこだわらずに、ガイドを設定しているというのがすごく正直なところだと思います。ですから、いろいろなやり方が読み込めるような形で、ガイドの中でも少し柔軟性を持たせた形で表現をしているというふうに御理解をいただければと思いますが、より、さらに明確化する必要のある点があれば、また、コメントなどいただければというふうには思います。

ほか、よろしいでしょうか。

では、少し早くはございますけれども、最後に、今後の計画等について、事務局から。

○伊藤課長補佐 検査監督総括課の伊藤です。

今後のスケジュールですけれども、まず、7月29日に検討チームのほうですね、先生方をお呼びしてやる会合のほうを予定しております。中身のほうは、制度の継続的改善ですとか、あとは公衆参加の手法ですとか、あと、PRAモデルの確認手法ですとか、こういった検討チームのほうで重点的に議論しましょうと言っていたところをやる予定にしております。もちろん、今日のパブコメ用として御提示いたしました3点セット、政令ですとか、実施要領ですとか、そちらのほうも提示したいというふうには思っております。

この1週間前ですので7月22日ですね、こちらのほうで、いつもの、事前に皆様に、事業者の皆様提示する、その全体面談のほうで、先ほどオールのページの113ページのほうでお話ししましたSERPの事業者の説明のための面談というのを、あわせてやらせていただければなというふうに今考えております。で、この22日の面談の案内のほうは、実はまだしておりませんので、本日中に皆様のほうに差し上げますので、そのときに、今の話も付議させていただければというふうに思います。

また、8月20日のほうにも検討チームのほうを予定しております、こちらのほうでは、

2回目ですので、例えば、今日お話しした審査基準ですとか、QMSの規則ですとか、あとは、各その施行規則ですとか、そういったところを提示しようというふうに思っております。

ワーキングのほうなのですけれども、ちょっとお盆を挟みますので、ちょっと調整をいろいろと検討していきたいというふうに思っております。庁内での、各種検討の状況が整理されましたら、また改めて皆様のほうに御案内させていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○金子長官官房審議官 はい、ありがとうございました。

それでは、あと、特になければ。

では、第28回検査制度の見直しに関するワーキンググループ、以上で終了いたします。御協力ありがとうございました。